

参考様式(様式1関係)

一般競争入札公告

令和4年8月5日

社会福祉法人友好会

理事長 吉眞孝司

社会福祉法人友好会の発注する「社会福祉法人友好会 特別養護老人ホーム遊美園 大規模修繕工事」の一般競争入札について、次のとおり公告する。

入札方法	一般競争入札
参加形態	単体企業
工事名	社会福祉法人 友好会 特別養護老人ホーム 遊美園 大規模修繕工事
工事場所	埼玉県さいたま市西区佐知川 1522-1
履行期間	令和4年9月10日～令和5年3月22日
履行概要	用 途：特別養護老人ホーム73床 老人短期入所施設 5床 構 造：鉄筋コンクリート造 階 数：地上3階建 敷地面積：3,437.15㎡ 延床面積：3,508.30㎡ 建築面積：1,554.84㎡ 工事種別：建築工事一式
予定価格	事後公表
最低制限価格設定	設定する（非公開）
参加申請受付期間	令和4年8月5日（金）～令和4年8月12日（金）午後3時必着まで。提出書類の様式は問い合わせ先まで電子メールにて請求のこと。提出方法は持参または郵送でも可（上記締切日必着）
資格確認書類受付期間	同上
資格確認結果通知期日	令和4年8月18日（木）午前10時までに電子メールにて通知する。一般競争入札参加資格等の確認結果通知書（様式3）を送付と共に参加有資格者へは設計図書等をあわせて送付する。
入札期間	令和4年9月8日（木）午前11時
開札の場所並びに日時	社会福祉法人友好会 特別養護老人ホーム遊美園 埼玉県さいたま市西区佐知川 1522-1 令和4年9月8日（木）午前11時

参加資格	名簿登載業種等	令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（令和4年3月1日付）に、建築工事の業種で登載されている単体企業（共同企業体は不可）で、直近の評価等が次の条件を満たした事業者とする。 ・さいたま市格付S級であること。						
	所在地区分	さいたま市内、埼玉県内、埼玉県外						
	施工実績等	公告日から起算して過去10年以内に工事が完了した同類用途の修繕工事の元請施工実績があること。						
	提出を要する書類	提出書類 ①令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格の格付けを証する書類 ②一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有） ③一般競争入札参加資格等確認資料（様式有） ④会社案内・会社経歴書 ⑤建設業許可証明証の写し ⑥法人登記簿謄本						
その他の参加資格	①公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。 ②公告日から落札決定までの期間に、さいたま市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。 ③建設業の許可を有すること。 ④当法人の理事が役員をしている企業でないこと。又、設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある企業でないこと。							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	入札参加資格が有と確認された業者には、設計図書等「入札書等書式、図面・仕様書」をメール添付にて送信する。 令和4年8月18日（木）午前10時までに配布する。						
	質問受付期間	令和4年8月25日（木）午後5時まで 質疑は所定様式にて下記問い合わせ先へ電子メールにて受付						
	質問回答期日	令和4年8月29日（月）午後5時までに電子メールにて解答						
保証金及び支払方法	入札保証金	無	契約保証金	有 10/100	前払金	有	部分払	無

<p>落札者の決定</p>	<p>(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。(再度入札は、1回まで実施するものとする)</p> <p>(3) 入札に参加する者の数が1であっても入札を執行するものとする。</p> <p>(4) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①または②の場合に限り、下記4条件を遵守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。</p> <p>①最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする)</p> <p>②再度入札において、入札に応じる者が1のみとなった場合</p> <p>条件1：随意契約であっても契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること</p> <p>条件2：交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと</p> <p>条件3：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと</p> <p>条件4：契約額が確定した場合はその内容を書面にし事業者及び業者が署名捺印をすること</p> <p>(5) 落札者とすべき同額の入札をした者が2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。</p>
<p>入札保証金及び契約保証金</p>	<p>入札保証金なし。</p> <p>契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約(工事請負額の10分の1以上の金額を保証)を締結した場合は、契約保証金は免除する。</p>
<p>入札に関する注意事項</p>	<p>(1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。</p> <p>(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(消費税抜きの金額)を入札書に記載すること。入札書は封筒に入れ、代表印にて封印し提出のこと。</p> <p>(3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。</p> <p>(4) 落札者は、入札金額内訳書を提出すること。</p> <p>(5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札当日に提出すること。</p>

	<p>(6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号、以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行わないこと。</p> <p>(7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。</p> <p>①入札に参加する資格のない者がした入札</p> <p>②郵便、電報、電話及びファクシミリにより入札書を提出した者がした入札</p> <p>③不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札</p> <p>④談合その他不正行為があったと認められる入札</p> <p>⑤さいたま市の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札</p> <p>⑥虚偽の一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものがした入札</p> <p>⑦入札後に辞退を申し出て、その申出を受理された者がした入札</p> <p>⑧次に掲げる入札をした者がした入札</p> <p>ア. 入札書の押印のないもの</p> <p>イ. 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のないもの</p> <p>ウ. 押印された印影が明らかでないもの</p> <p>エ. 記載すべき事項の記入のないもの、又は記入した事項が明らかでないもの</p> <p>オ. 代理人で委任状を提出しない者がしたもの</p> <p>カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの</p> <p>キ. 2 以上の入札書を提出した者、又は 2 以上の者の代理をしたものがしたもの</p> <p>⑨前各項目に定めるもののほか、その他公告に示す事項に反した者がした入札</p> <p>(8) その他</p> <p>①公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがあること</p> <p>②一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできないこと</p> <p>③入札は当法人の理事、評議員、監事の立ち合いによるものとする</p>
その他	<p>契約方法等</p> <p>(1) 工事請負契約に関する細目は民間（旧四会）連合協定工事請負契約約款に準拠する。</p> <p>(2) 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」第 13 条第 1 項の主務省令で定める事項について、書面に記載し契約書を添付すること。</p> <p>(3) 契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に発注者を被保険者とする履行保証保険契約（工事請負額の 10 分の 1 以上の金額を保証）を締結した場合は、契約保証金は免除する。</p> <p>(4) 工事完成保証人制度は採用しないこと。</p> <p>(5) 契約の履行については、発注者及び監理者の指示に従うとともに、さいたま市等から指導があった場合にはこれに従うこと。</p>

	<p>(6) 一括下請負契約を行わないこと。</p> <p>(7) 本契約の締結は、当法人の理事会の承認を受けた後 5 日以内とし、5 日以内に契約の締結が出来ない場合は、契約の意思がないものと見なし、2 番目に低価格で入札した業者と契約が出来ること。</p> <p>(8) 消費税の免税業者は、事前に証する書面を届け出ること。</p> <p>特記事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事中は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策が適切に実施されるよう取り組むこと。 ・ 施設の様子は、施設利用者が地域生活を営めるよう、入浴・排泄・食事をはじめとした生活に必要な住まいの場としての生活支援を目指す支援施設であることから、当施設の様子を理解し、施設利用者の日常生活を尊重し、安全対策等に十分に配慮した工事を行うこと。 ・ 工事中は現場周辺の清掃を十分に行い、作業終了時には当工事に関連する部分の後片付け及び清掃を徹底すること。 ・ 周辺道路の通行車両、歩行者には常に配慮し、通行に支障のないように交通の安全確保に努めること。また、工事車両は周辺道路に駐車しないよう管理を徹底すること。 ・ その他、関係法令等、契約内容等を厳守し、さいたま市から指導等があった場合は、それに従うこと。
<p>問い合わせ先 郵送先</p>	<p>社会福祉法人 友好会 〒331-0064 埼玉県さいたま市西区佐知川 1522-1 電話：048-622-6455 担当：吉真 メールアドレス：kyoshima@yuubien.jp</p>